

令和3年8月31日

兵庫県バス協会

令和3年度 自動車点検整備推進運動における大型自動車の
重点点検の実施について

標記について、国土交通省自動車局整備課から通知がありましたのでお知らせいたします。実施期間は例年通り、9月1日（水）から11月30（火）までの3か月です。

対象車両は乗車定員30人以上のバスとなります。

会員事業者様におかれまして実施結果をメールで送付しました添付ファイル「報告様式」に記載していただき、12月8日（水）までに新屋敷までメールでお願いいたします。

※ 報告様式は、「定期点検報告様式」のみです。

よろしくお願いたします。

以上



事 務 連 絡

令和3年8月30日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会

技術安全部長

令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検
の実施について

平素より当協会の業務に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局整備課総括課長補佐から別紙のとおり依頼がありましたので、地方運輸局等へのご報告にご協力いただけますよう貴協会会員事業者
に周知お願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

事務連絡
令和3年4月27日

公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課
総括課長補佐
(公印省略)

令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の
実施について

令和3年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(令和3年4月27日付け、国自整第16号、国自基第2号)により、ご協力を依頼したところですが、大型自動車の重点点検にあたり、別添のとおり「令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領」を定めましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施へのご協力方よろしくお願いいたします。

また、平成27年末から連続して発生している車両火災事故、平成27年11月に発生した車体腐食事故及び近年増加し、令和元年度には統計史上最多となった車輪脱落事故を踏まえ、これらの事故防止のため、重点点検のみならず、日頃の点検におきましても、確実な点検・整備を実施くださいますようお願いいたします。



(別添)

令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月
国土交通省
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

3. 重点点検項目

- (1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・ チャンバ (*トラックの み)	ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)		タービン・ロータの回転具 合等(メーカー指定)	

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3. (1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3. (2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。



事業者名	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
うち 12月点検	台	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

※「不適合」があった台数を記入(複数台の場合も1台と計上)

点検項目
【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】

① 燃料装置の燃料漏れ(3月)
② エンジンやエンジンルーム内の燃料漏れの有無を目視などで点検する。
③ フェューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。
④ ホース及びパイプのクラックの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。
⑤ 特に軽年車は、クラックのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。

電気配線の配線(3月)
エンジンルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クラックの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。

制動装置のホース、パイプの損傷、オイルの漏れ及び取付状態(3月)
① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。
② ホース及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。
③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。
④ 接合部及びクラックに緩みがないか、スズパナなどにより点検する。
⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないか、石鹸水等を用いて目視などにより点検する。

(点検後の留意点等)
① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
② フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
※ 試運転時、マフラー、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別に内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれも片方の記入でも構いません。)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

点検項目	点検の実施方法		必須記入		総走行距離別	初年度登録年別
	不適	不具合台数	不具合台数	件数		
燃料装置の燃料漏れ(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
電気配線の配線(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
制動装置のホース、パイプの損傷、オイルの漏れ及び取付状態(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
制動装置のエアブレーキ、チャンセルのロッドのストローク(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
制動装置のエアブレーキ、チャンセルのロッドのストローク(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
非常口の扉の機能(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
車検車体の損傷(3月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前
タービンローターの回転具等(12月)	件	台	件	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

定期点検報告様式 別紙 2

種別	保有台数	回収率
大型バス(乗合)		
大型バス(貸切)		
大型トラック(旅客引車を除く)		
大型トラック(旅客引車)		
保有台数		
定期点検実施台数		
うち		
12月点検		

(点検後の留意点等)
 ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
 ② フューエルフィルタ、オイルフィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのしみや漏れがないかを確認する。
 ※ 試運転時、マフラ、チャールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。
 ※ ご指摘いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車種別の「不適合」台数のみならず、

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

点検の実施方法
 [1台の自動車では同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]
 アンク、フューエルポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。
 エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。
 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。
 チャールパイプのクラップの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。
 コイル等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。
 近年車は、クラップのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。

項目	必須記	
	不適合	不具合別
ホース・パイプの		
クラップの取付状態	件	
クラップのゴムの劣化	件	
クラップの取付状態	件	
電気配線の干渉	件	
他の部分との接触	件	
ホースの劣化	件	
接合部、クラップの様子	件	
エア漏れ	件	

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

項目	件数	総走行距離別		初度登録年別	
		50万km未満	50万km超	H23年以前	H22～H24年
クラップの取付状態	件	台	台	台	台
クラップのゴムの劣化	件	台	台	台	台
クラップの取付状態	件	台	台	台	台
電気配線の干渉	件	台	台	台	台
他の部分との接触	件	台	台	台	台
ホースの劣化	件	台	台	台	台
接合部、クラップの様子	件	台	台	台	台
エア漏れ	件	台	台	台	台

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

項目	件数	内訳	
		不良	備
クラップの取付状態	件	件	件
クラップのゴムの劣化	件	件	件
クラップの取付状態	件	件	件
電気配線の干渉	件	件	件
他の部分との接触	件	件	件
ホースの劣化	件	件	件
接合部、クラップの様子	件	件	件
エア漏れ	件	件	件

① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。
 ② 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。
 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを点検する。(定期交換部品に)

① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。
 ② 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。
 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを点検する。(定期交換部品に)